

経営力向上計画に基づく固定資産税特例 Q&A集

No	質問	回答
リ- 1	所有権移転外リース取引で設備を導入した場合、固定資産税はリース会社が納付するが、リース契約に含まれている固定資産税額は減額されるのか。	はい、されます。当該制度は設備を導入する中小企業者等が軽減措置を受ける制度でありますから、事業者が支払うリース料金に含まれる固定資産税相当額は軽減されます。
リ- 2	リース契約金額の固定資産税相当額が適切に減額されているかは何でわかるのか。	リース会社は「固定資産税軽減計算書」を作成し、事業者を確認を求めますので、事業者はメーカーとの間で決めた設備の見積を元に確認してください。「固定資産税軽減計算書」はリース契約の総額を「物件金額」、「金利・手数料」、「固定資産税」に分けて記載しており、かつ、軽減前と後の比較も可能な様式としています。
リ- 3	リース契約であれば、固定資産税はリース会社が納付してくれるのか。	いいえ、全てのリース契約ではありません。リース取引のうち、所有権移転外リース取引は、リース会社が固定資産税の納付手続きをとりますが、所有権移転リース取引は、購入と同じく事業者が納付します。なお、オペレーティングリース取引は当該制度の対象にはなりません。
リ- 4	リース取引の時の取得価額の判定は消費税抜きですか。	はい、消費税抜きで考えます。リース会社は各種取引全てを消費税抜きで考えますので、当該制度も同じく消費税抜きでの取引となります。事業者の経理方式にあわせることはありません。
リ- 5	輸入した設備を外国のリース会社と契約して導入したいが可能か。	はい、可能です。外国のリース会社でも日本国内に固定資産があれば、固定資産税の申告・納税義務がありますので、日本のリース会社と同様の手続きをとれば可能になります。

確認事項・補足欄